

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4 株主総会における権利行使】

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳につきましては、機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画に対するコミットメント】

中期経営計画が目標未達で終わった場合は、その原因分析及び対応策について株主に説明するとともに、次期の計画策定に生かせるよう、グループ全社における体制を整えてまいります。

【補充原則4 - 1 - 3 後継者計画の策定・運用】

経営責任者等の後継者計画及び後継者候補の育成は、当社にとって大変重要な課題であると認識しており、今後、グループ全体として検討してまいります。

【補充原則4 - 2 - 1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定】

役員報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、会社の業績及び見通し、業界環境等を総合的に勘案し、取締役会にて個別に決定しております。2019年12月開催の定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入し、今後、業績連動報酬や株式報酬を含めて、適切な役員報酬制度の割合を検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性についての分析・評価】

当社取締役会は、当社グループの事業に関する専門的な知識と経験、経営者としての豊富な経験と知見、法律・会計等に関する専門的な能力など、必要な資質を備えた多様な人材により構成されています。取締役会においては、活発な審議を経て意思決定が行われており、実効性が確保できていると考えておりますが、その実効性の分析・評価の結果の開示については、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略及び経営計画の骨子は、決算補足説明資料等に記載して開示しております。今後は、自己資本コストを的確に把握したうえで、収益力・資本効率等に関する目標の開示、事業ポートフォリオの見直しや経営資源の適切な配分計画等について、株主に分かりやすい言葉で説明するよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

政策保有株式に関する保有の適否及び議決権の行使に関する判断につきましては、当社取締役会において、保有目的及び効果が保有コストやリスクに見合うものであるか等を精査のうえ決定することとしております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社または当社グループ会社が関連当事者等と取引を行なう場合には、当社ならびに株主の利益に反することがないよう、取締役会規程及び関連当事者等取引管理マニュアルに基づき、当該取引の合理性、取引条件の妥当性の検証を行い、事前に取締役会の承認を得ることとしております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】当社グループでは、企業年金制度を導入しておりません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社のグループ理念等については、以下のURLに開示しております。<https://www.candea.co.jp/group/philosophy/>

また、当社の経営戦略及び経営計画につきましては、決算補足説明資料に記載のうえTDnetを通じて開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、2019年10月に、取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会を設置いたしました。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を委員長として独立社外取締役2名、社内取締役1名の計3名で構成され、取締役会の諮問を受けて、取締役の報酬に関する答申を取締役会に対し

て行っております。

取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容に基づき審議し、各取締役の報酬額を決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて、取締役の選解任及び委嘱、監査役の選任に関する答申を取締役会に対して行っております。指名・報酬委員会による取締役候補者及び監査役候補者の選定基準は以下のとおりであります。

(取締役候補者の選定基準)

- ・法令で求められる取締役の適格要件を備えていること。
- ・当社及び当社子会社(以下併せて「当社グループ」と総称する。)の持続的な企業価値の向上に貢献できる高度の経営判断能力及び業務執行能力を有していること。
- ・当社グループの経営方針及び各種ルールの考え方を共有できること。
- ・人格に優れ、高い遵法精神を有していること。
- ・就任時に原則として満75歳以下であること。
- ・選任により取締役会全体の能力のバランスが図られ、取締役会がその機能を効果的に発揮できるようになること。
- ・取締役としての任務を十分に遂行できる良好な健康状態であること。

(取締役解任基準)

- ・法令で求められる取締役の適格要件を充たさなくなったとき。
- ・法令・定款に違反する不正な行為や反社会的勢力との関係があったとき。
- ・経営判断の誤りによって会社に損害を与えたとき。
- ・職務の能力を欠き著しく不適任であるとき。
- ・健康悪化により職務の遂行に支障があるとき。

(監査役候補者の選定基準)

- ・法令で求められる監査役の適格要件を備えていること。
- ・独立した立場で率直に疑問を呈し、臆することなく反対意見を述べることができ、取締役の職務執行に対する監査機能としての役割を十分に果たせること。
- ・当社グループの経営方針及び各種ルールの考え方を理解し、適正妥当な監査ができること。
- ・人格に優れ、高い遵法精神を有していること。
- ・就任時に原則として満72歳以下(会社法施行規則第96条による補欠監査役の場合は原則として満75歳以下)であること。
- ・選任により監査役会全体の能力のバランスが図られ、監査役会がその機能を効果的に発揮できるようになること。
- ・監査役としての任務を十分に遂行できる良好な健康状態であること。

取締役会は、指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、審議のうえ候補者を決定しております。監査役候補者に関しては、監査役会の同意を得ております。

(5) 取締役及び監査役の選任についての説明株主総会招集通知に記載のとおりであります。

<https://www.canddeal.co.jp/ir/irlibrary/?yr=2018&tp=4>

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣に対する委任の範囲)

当社は、法令による取締役会の決議事項及び当社グループの重要な業務執行上の意思決定について取締役会に付議し、その他法令上可能な業務執行の決定は、代表取締役社長に意思決定を委任しております。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

会社法で定める社外取締役の要件だけでなく、指名・報酬委員会で定める独立性判断基準を充足するものを選定することとしております。

当該独立性判断基準につきましては、本報告遺書2.1 機関構成・組織運営等に係る事項(独立役員関係)をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社取締役会は、全体としてのバランス、多様性を勘案し、経営者として豊富な経験と見識を有する社外取締役2名、当社グループ事業に関する高度の専門知識と能力を有する社内取締役5名(うち女性1名)により構成しております。活発な議論を踏まえ、迅速な意思決定を行っていくうえで適切な規模であると考えております。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役及び監査役の兼任状況)

取締役及び監査役の重要な兼職状況は、株主総会招集通知に記載のとおりであります。<https://www.canddeal.co.jp/ir/irlibrary/?yr=2018&tp=4>

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役及び監査役のトレーニング方針)

当社は、取締役及び監査役が職務遂行上必要となる法令や業務関連知識を習得するための支援を積極的に行う方針であり、外部研修や研究会等に参加する機会を提供しております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

- (1) 株主との対話に関しては、代表取締役社長の指示のもと、管理部門担当取締役が社内関連部署を統括し、社外専門家も活用のうえ対応方針を検討、実施しております。
- (2) 対話を補助する経営企画部、財務経理部、総務部等の社内関連部門は、情報開示のスケジュールや内容を共有し、相互に連携を取りながら株主との対話を支援しております。
- (3) 株主に対しては、当社ホームページでの情報開示に加え、決算説明会、投資家向け会社説明会、個別ミーティングなどの方法により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。なお、決算説明会及び投資家向け会社説明会の説明は、基本的には代表取締役社長が行っております。
- (4) 対話において把握した株主や投資家の意見のうち重要なものについては、取締役会及び経営会議で報告を行い、情報の共有を図っております。
- (5) 対話に際しては、インサイダー情報を漏洩することが無いよう適切に管理しております。説明会または個別ミーティングで使用する説明資料については、公平性及び透明性を担保するためTNetを通じて開示しております。また、ディスクロージャー・ポリシーを定め、各四半期の決算期日の翌日から決算発表日までの期間を沈黙期間として、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新生クレアシオンパートナーズ2号投資事業有限責任組合 無限責任組員 新生クレアシオンパートナーズ株式会社	4,091,200	39.61
林 晃生	1,604,400	15.53
株式会社TRA	310,800	3.01
大西 幸四郎	258,000	2.50
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	229,700	2.22
キャンディルグループ従業員持株会	146,526	1.42
クレディ・スイス証券株式会社	115,500	1.12
佐藤 一雄	114,000	1.10
玄々化学工業株式会社	113,200	1.10
上田八木短資株式会社	85,700	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	9 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大竹 俊夫	他の会社の出身者											
大浦 善光	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大竹 俊夫	○	同氏は、株式会社LIXILグループの代表執行役副社長、株式会社LIXILの代表取締役などを務めておりました。当社グループはLIXILグループに対して、リペアサービス等のサービスを提供しておりますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす規模ではありません。	長年の経営者としての経験と、当社と関係の深い建設業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、それらの経験と見識から当社の経営全般に対する助言をいただくため、社外取締役に選任いたしました。また、現在は出身会社の影響を受ける立場ではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任いたしました。

大浦 善光	○	同氏は、野村證券株式会社の常務執行役、野村ホールディングス株式会社の執行役などを務めておりました。当社は、野村證券株式会社とアドバイザリー契約を締結しておりますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす規模ではありません。	複数の多様な企業の経営に携わられ、それらの経験から他業界からの視点で幅広い意見・助言をいただくため、社外取締役役に選任いたしました。 また、現在は出身会社の影響を受ける立場ではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任いたしました。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

2019年10月に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会は、社外取締役を委員長として、社外取締役2名、社内取締役1名の計3名で構成し、取締役及び監査役の候補者の指名及び取締役の報酬に関する答申を取締役会に対して行っております。なお、監査役候補者に関しては、監査役会の同意を得ております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人、内部監査室は、三様監査会議を四半期に1回開催し、相互の監査計画の交換並びに説明・報告、定期的面談の実施による監査環境等当社グループ固有な問題点の情報の共有化、棚卸及び支店監査の立会い等を連携して行い、監査の質的向上を図っております。
さらに、監査役及び内部監査室は、監査役内部監査室連絡会議を毎月開催し、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告、業務の効率性の状況、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等を連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古川 静彦	他の会社の出身者													
津村 美昭	公認会計士													
飛松 純一	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川 静彦	○	—	上場企業の実務経験、内部監査及び及び業務監査などの監査経験と高い見識を有していることから社外監査役に選任いたしました。 また、上記項目に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任いたしました。
津村 美昭	○	—	公認会計士の資格を保有しており、企業会計等に関する豊富な知識と幅広い経験ならびに企業監査における豊富な実績と高い見識を有していることから社外監査役に選任いたしました。 また、上記項目に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任いたしました。
飛松 純一	○	—	弁護士資格を保有しており、企業法務等に関する豊富な知識と幅広い経験を有していることから社外監査役に選任いたしました。 また、上記項目に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
また、独立社外取締役及び独立社外監査役の選定に際し、以下のいずれにも該当しないことを基準としております。
イ. 当社グループの業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人(以下併せて「業務執行者」と総称する。)
ロ. 就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
ハ. 当社グループを主要な取引先とする者(過去5事業年度において当社連結売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けたことがある者)又はその業務執行者
ニ. 当社グループの主要な取引先(当社グループに対し、過去5事業年度において当社連結売上高の2%以上の支払いを行ったことがある者)又はその業務執行者
ホ. 当社又は当社子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者
ヘ. 当社又は当社子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
ト. 上記イ～ヘに該当する者の配偶者又は二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気向上を目的にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の取締役、従業員の業務に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、役員室及び管理部門が行っております。また、常勤監査役が非常勤監査役との間で適宜情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき、重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

指名・報酬委員会

取締役候補者の指名、取締役の個別報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性、客観性、説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、取締役会の任意の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置しております。委員である取締役3名のうち、2名は独立社外取締役であり、委員長も独立社外取締役としております。

経営会議

取締役5名、常勤監査役1名、内部監査室長1名、部・室長6名の合計13名で構成されております。代表取締役社長を議長とする業務執行上の意思決定補助機関として設置し、この会議での議論を参考として、業務執行上の最終的な意思決定を行っています。当社はこれらにより、業務執行に関する情報の共有化及び事業展開の方向性や理解の統一化を図り、業務執行の効率性・機動性を適切に確保しています。

監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、3名ともに社外監査役であります。監査役会は毎月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催いたします。取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかを監査することを目的としております。

内部監査室

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に各部門が法令・規程・ルールを遵守しているか等の内部監査を実施しております。その他緊急を要する事項等については、その都度機動的に対応しております。

リスク管理委員会

グループ各社社長、当社常勤取締役、常勤監査役、内部監査室長により構成され、リスク管理のグループ全社的推進及びリスク管理に必要な情報共有を図ることを目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、重要な意思決定を取締役会が担い、業務の適法性・適正性監査を担う監査役会による、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、また、社外取締役2名、社外監査役3名を選任し、公正・中立的な立場からの業務執行の監督及び取締役会に対する監視機能を強化するため、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたり、集中日を回避して開催日を設定するように留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催していく方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催していく方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は、経営企画部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「1. 基本的な考え方」に記載のとおり、当社はすべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示を通じて透明性のある経営を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの主力事業の一つであるリペアサービスは、建物のフローリングや壁等についたキズを、建材を新品に取り換えるのではなく、補修して美観を回復させるという環境にやさしいビジネスモデルです。当社グループにはそうした企業文化が根付いており、毎日始業時に、グループの全従業員が社内外の環境整備活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、ステークホルダーに対する迅速、正確かつ公平なディスクロージャーの実施を宣言しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、以下の基本方針を定めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - ・取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - ・取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に業務執行の監督を行う。
 - ・取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - ・社内関連規程は、必要に応じて適時見直しを行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・代表取締役社長は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ・リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等の社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止等の対応を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規程に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ・取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は子会社担当取締役ならびに経営企画部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役は、監査役の職務を補助する使用人を置くように求めることができる。
 - ・当該監査役の職務を補助する使用人は、監査役を補助すべき期間中は監査役の指揮を受けるものとし、取締役の指揮命令は受けない。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - ・取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議における決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求める。
9. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・代表取締役社長は、管理部門担当取締役をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進、維持する。
 - ・万が一、コンプライアンスに反する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - ・取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるようにコンプライアンス管理規程を定める。
 - ・当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路のほか、直接相談できる社内外相談窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定めるとともに、財務報告に係る内部統制規程を制定し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - ・当社は、反社会的勢力の団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力との関係遮断の基本方針」を定めるとともに、反社会的勢力対応規程を制定し、当社総務部を主管部署として、グループ全社を挙げて反社会的勢力の排除に取り組む方針を打ち出しております。

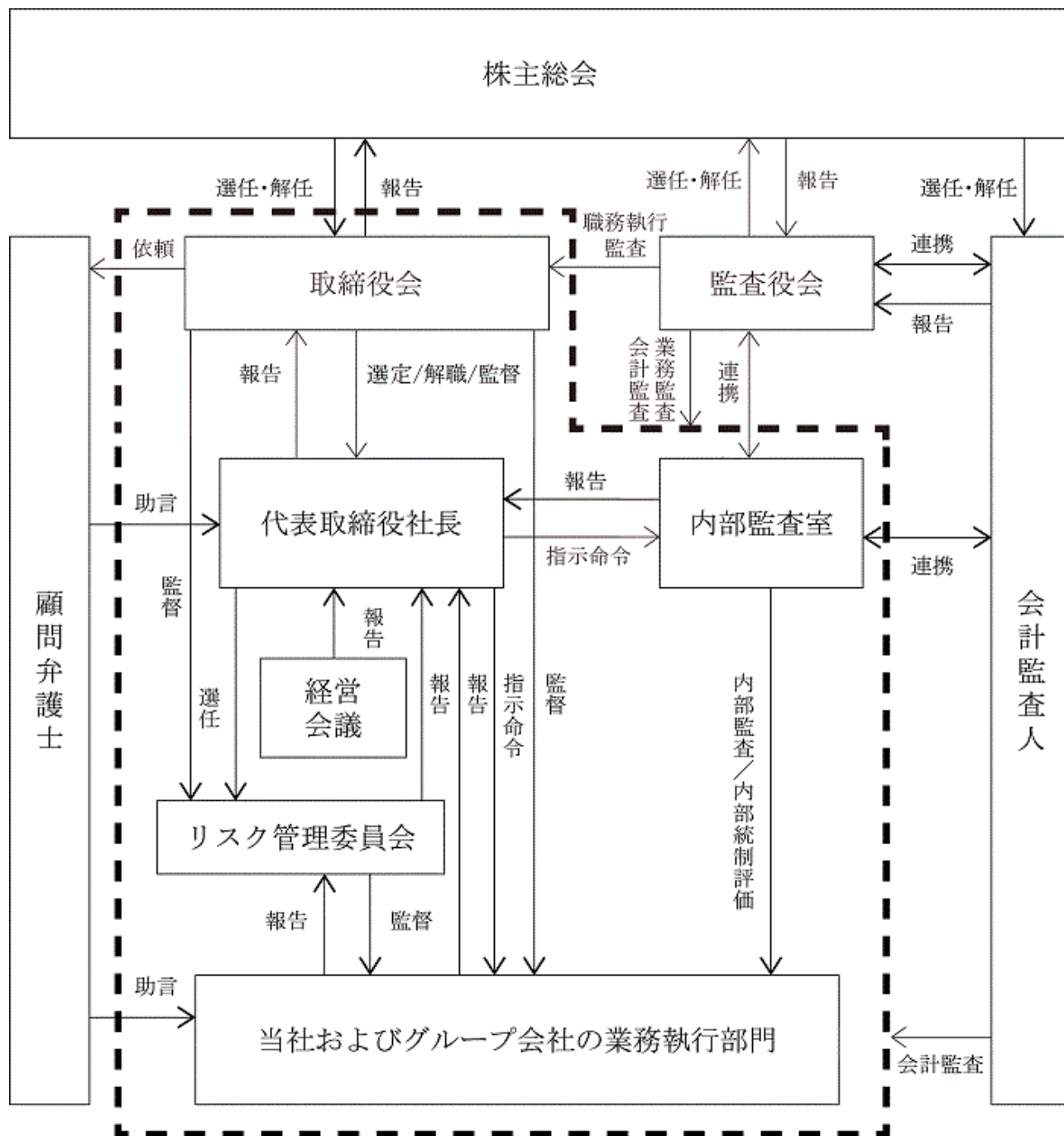
当社は、さらに公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区特防協に加盟し、研修会への参加等を通じて情報を収集するとともに、地域警察や特防協加盟企業との反社会的勢力排除に向けた社外ネットワークを構築しております。

社内体制としては、反社会的勢力対応規程に加え、グループ全社に適用するマニュアルとして、反社会的勢力対応マニュアルを策定し、グループ全社員に周知し、運用を開始しております。同マニュアルには、取引先等が反社会的勢力に該当していないことを確認する方法や、契約書への暴排条項の導入や反社会的勢力排除に関する覚書の締結など、当社が業務上実践すべき事項を具体的に定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算情報＞

＜1＞	＜2＞	＜3＞	＜4＞	＜5＞	＜6＞	＜7＞
管理部門	総務部	管理部門担当取締役	代表取締役	取締役会	監査役	適時開示
取締役会決議事項・決算情報等の取纏め	有価証券上場規程による開示要否の判断	情報取扱責任者による内容の確認	取締役会への上程	議案審議	開示有無に関する意見陳述	

＜子会社に係る決定事実・決算情報＞

＜1＞	＜2＞	＜3＞	＜4＞	＜5＞	＜6＞	＜7＞
子会社	管理部門	総務部	管理部門担当取締役	代表取締役	監査役	適時開示
取締役会における決定又は決算報告	子会社の決定事実・決算情報等の取纏め	有価証券上場規程による開示要否の判断	情報取扱責任者による内容の確認	取締役会への上程	開示有無に関する意見陳述	

＜当社及び子会社に係る発生事実＞

＜1＞	＜2＞	＜3＞	＜4＞	＜5＞	＜6＞	＜7＞
各部・子会社	管理部門	総務部	管理部門担当取締役	代表取締役	監査役	適時開示
重要事実の発生	発生事実に係る重要情報の取纏め	有価証券上場規程による開示要否の判断	情報取扱責任者による内容の確認	執行責任者による内容の確認	開示有無に関する意見陳述	